

平成23年(2011年)11月15日



埼玉県報

第 2 3 3 9 号
平成23年11月15日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [圏央道幸手IC\(仮称\)東側地域の整備計画に係る対象事業引継届出\(環境政策課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [羽尾表前土地改良区の土地改良事業\(区画整理事業\)計画の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [県道東松山鴻巣線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山桶川線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラベンダー
- 三 代表者の氏名
松本 三千子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目八番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に精神障がい者の地域生活を支援し、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人比企自然学校
- 三 代表者の氏名
千葉 茂樹
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市旗立台三十番地四十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、都市近郊に位置する立地条件を活かした環境教育、エコツアー事業や里山保全事業などを比企地域に導入することで、比企の里山や谷津田、河川などの自然と文化に新たな価値を見出し、新たな事業モデルを構築することで、比企の自然と文化を活かした持続可能な社会の構築を目指すものである。

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人聴導犬普及協会

三 代表者の氏名

山 崎 恵 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市亀久保二千二百一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、聴導犬の必要性を広く社会に啓発し、積極的な広報活動を行うとともに、良質な聴導犬を育成して不安を抱える生活からの解放と社会参加の実現をもって聴覚障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、幸手市から圏央道幸手ＩＣ（仮称）東側地域の整備計画の実施を他の者に引き継いだ旨の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 対象事業の名称

圏央道幸手ＩＣ（仮称）東側地域の整備計画

二 引継年月日

平成二十三年十月二十六日

三 引継の理由

対象事業実施者が変更となったため

四 新たに対象事業の実施を引き継いだ者

イ 名称

埼玉県企業局

ロ 代表者

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

ハ 所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

告 示

埼玉県告示第千三百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父市上吉田字吹越六 九三の四、六 九四の四
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（区画整理事業）計画の変更を平成二十三年十一月十日認可した。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

羽尾表前土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡滑川町

告示

埼玉県告示第千二百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	変更後の名称	変更前の名称	名称の変更日
埼玉県知事第五号	一般財団法人住宅金融普及協会	財団法人住宅金融普及協会	平成二十三年十一月一日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十五日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

<p>路線名</p>	<p>東松山鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡吉見町大字南吉見字大串街道一六〇七番二地先から同郡同町大字久米田字一ノ耕地一一二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十三年十一月十六日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年四月一日東松山県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二五・〇〇メートル。</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十五日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

<p>東松山桶川線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡吉見町大字西吉見一五三番一 地先から同郡同町大字久米田字二ノ 耕地三〇四番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年十一月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>社会資本整備総合交付金整備工 事。 延長一九〇・〇〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県教委告示第四十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年十一月十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十三年十一月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ロ 県議会平成二十三年十二月定例会提出予定案件について

ハ その他